

平成28年第1回安堵町議会臨時会会議録

日時 平成28年5月9日(月)午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1番 増井 敬史	2番 浅野 勉
3番 大星 成司	4番 森田 瞳
5番 島田 正芳	6番 中本 幸一
7番 植田 英和	8番 岡田 裕明
9番 田中 幹男	10番 福井 保夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 西本 安博	副 町 長 北田 秀章
教 育 長 楮山 素伸	
統 括 理 事 寺前 高見	総務部門理事 近藤 善敬 兼 総務課長
民生部門理事 兼健康福祉課長 磯部 あさみ	事業部門理事 堀口 善友 兼産業建設課長
総合政策課長 富井 文枝	税 務 課 長 中野 彰宏
住 民 課 長 堀川 雅央	人権同和対策課長 大星 義博
上下水道課長 石橋 史生	教 育 次 長 吉田 一弘
会 計 管 理 者 職 務 代 理 者 吉村 良昭	

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長心得 富士 青美	書記 成瀬 博
----------------	---------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- | | | |
|-----|------------|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 会 期 の 決 定 | |
| 第 3 | 委 員 長 報 告 | |
| 第 4 | 報告第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例等の一部を改正する条例について） |
| 第 5 | 報告第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について） |
| 第 6 | 報告第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度安堵町 一般会計補正予算（補正第 1 号）について） |
| 第 7 | 議案第 1 号 | 安堵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第 8 | 議案第 2 号 | 平成 28 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 2 号）について |

追加日程第 1：議長辞職について

追加日程第 2：議長選挙

追加日程第 3：副議長辞職について

追加日程第 4：副議長選挙

追加日程第 5：常任委員会委員の選任について

追加日程第 6：議会運営委員会委員の選任について

追加日程第 7：委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第 8：諸般の報告

開 会（午前10時00分）

議長（森田 瞳） おはようございます。議会の開会に先立ちまして、先月の14日「平成28年熊本地震」が発生いたしました。安堵町においてもこの震災により犠牲となられた全ての方々に対し、哀悼の意を表すべく、議場内におられます皆様方に御起立いただきまして黙祷を捧げたいと思います。

起立。黙祷。

（ 20秒間 黙祷 ）

議長（森田 瞳） 黙祷ありがとうございました。お座りください。

ただ今の出席議員10名です。

定足数に達しています。平成28年第一回安堵町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。西本町長より招集の挨拶をお受けいたします。

町長（西本 安博） はい、議長

議長（森田 瞳） はい、西本町長

（西本町長 登壇）

町長（西本 安博） 皆さん、おはようございます。

平成28年第一回安堵町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方に置かれましては、公私とも大変お忙しいなか、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

先ほど黙祷をいたしましたように、熊本地震により犠牲となられた皆様のご冥福をお祈りすると共に、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

さて、5月の風が、玄関、庁舎玄関前のテイカカズラの5弁の花を揺らし、また今年初めての鹿の赤ちゃんが奈良公園で誕生したという報告もございました。今が一年中で1番爽やかな季節でございます。天候にも恵まれた4月23日、安堵

町制30周年記念行事には議員の皆様をはじめ多くのご来賓や関係者の方々の御臨席を賜り、盛大に挙行できましたことは安堵町にとりましてこのうえない喜びであり、加えて将来への大きな励みとなりました。本当にありがとうございました。

また、今後の安堵町の目指す姿として、町民憲章の披露をさせていただきました。みなさまと認識を同じくし、共に歩いていくための道しるべとなったことを大変嬉しく感じております。今後はよりバランスの取れた行政運営に努め、さらなる発展と飛躍に向けて邁進していく所存でございますので、皆様方のご尽力、ご協力をぜひお願いいたします。

さて、本日の案件でございます。条例の一部改正の専決処分が2件、補正予算の専決処分が1件、そして条例の一部改正案件が1件、補正予算の案件が1件の合計5件でございます。

議員の皆様には御審議いただく前に、順を追って概略を申し上げます。

報告第1号は、安堵町税条例等の一部改正の専決処分でございます。地方税法等の一部を改正する法律等が平成28年3月31日に公布され、平成28年度4月1日からの賦課にかかるものであるため専決処分とさせていただきます。

報告第2号は、安堵町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分でございます。これも地方税法等の一部を改正する法律等が、平成28年3月31日に公布されたことに伴う改正で、課税限度額の引き上げ、保険税軽減の対象所帯を拡大し、負担の軽減を図るものでございます。

安堵町税条例の一部の改正と同様に、平成28年度4月1日からの賦課にかかるものであるため、専決処分とさせていただきました。

報告第3号は、平成28年度安堵町一般会計補正予算補正第1号でございます。地域活性化、地域住民生活緊急支援交付金において、また臨時福祉給付金、子育て世代臨時特例給付金補助金において超過交付に伴い4月中の返還が生じたため専決処分とさせていただきました。

次に議案第1号でございます。安堵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。建築基準法・施行令および地方自治法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、この条例で引用する箇所を改正を行うものでございます。

最後に議案第2号と致しまして、平成28年度一般会計補正予算補正第2号でございます。安堵町土地開発公社保有地の一部が境界等の確定が得られましたので、町が公社より買い戻すための補正予算でございます。

なお、今回の案件の詳細はその都度担当課長より説明をさせますので、御審議、御承認、御可決賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。以上でございます。

(西本町長 降壇)

議長（森田 瞳） ありがとうございます。本日の議事は、お手元に配布しております、議事日程に従い、進めてまいります。

議長（森田 瞳） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番浅野 勉、3番大星成司議員を指名します。両議員には、会期中よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） 日程第2「会期の決定」を議題とします。御諮りします。

本臨時会の会期は、本日のみ1日としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） はい、異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日のみ1日とすることに、決定いたしました。

議長（森田 瞳） 続いて日程第3「委員長の報告」を行います。議会運営委員会の報告を求めます。

岡田委員長 はい、議長

議長（森田 瞳） はい、岡田委員長

（岡田委員長 登壇）

岡田委員長 8番岡田裕明でございます。去る、平成28年4月6日（水）及び4月25日（月）に開催いたしました議会運営委員会で協議したことを報告いたします。

役員改選について。議長・副議長について。議会運営に関する申し合わせにより、任期は1年で再任は妨げないとされています。

森田議長と田中副議長から辞職届が提出されていますが、森田議長から再度立候補の意向がありました。森田議長のほかに立候補するものはなく、委員会で諮った結果、本委員会は森田瞳議員を議長として推選する事に決定いたしました。

また副議長につきましては、委員会で諮った結果、従来通り議長一任に決まりました。

次に常任委員会委員について。安堵町議会委員会条例第3条で任期は一年と定められています。委員会で諮った結果、全員協議会において各議員の意見を聞き、決めていただくことになりました。常任委員の所属が決定したところで、委員会ごとに正副委員長を選出していただきました。

議会運営委員会委員について。議会運営委員会委員につきましても、全員協議会で決めていただき、同委員会の委員を決定後、正副委員長を選出していただきました。監査委員と委員長の兼務について、委員会で諮った結果常任委員長と監査委員を兼務することは、守秘義務違反となる場合があるため、不適切であるとされました。近隣町議会においても同様の見解で同職の兼務はされていないということです。

議会だより編集委員会委員について。委員会で諮った結果、全員協議会で決めていただきました。

次期議会の日程調整について。理事者側と第1回臨時会及び、第2回定例会の日程調整を行いました。

第1回臨時会の日程について会期は5月9日本日1日です。

本会議前の事前打合せ会 5月9日午前9時30分から、本会議は9日本日午前10時からです。

第2回定例会の日程の内定について。

会期は6月7日から17日までの11日間。

一般質問締切日は5月26日（木）午後4時まで。

議会運営員会は5月30日（月）午前10時から。

本会議前の事前打合せ会は6月7日（火）午前9時30分から。

本会議初日は6月7日（火）午前10時から。

総務産業建設常任委員会は6月8日（水）午前10時から。

文教厚生常任委員会は6月9日（木）午前10時から。

議会運営員会は6月10日（金）午前10時からです。

本会議前の議会打合せ会は6月17日（金）午前9時30分から。

最終日一般質問日は17日（金）午前10時からです。

その他定例会における一般質問の制限時間について、答弁を含み一人当たり60分に拡大することに決定いたしました。以上でございます。

（岡田委員長 降壇）

議長（森田 瞳） はい、ありがとうございました。

議長（森田 瞳） 続いて日程第4、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）」を議題とします。本案については、提案理由の説明を求めます。

中野税務課長 はい、議長

議長（森田 瞳） はい、中野税務課長

（中野税務課長 登壇）

中野税務課長 おはようございます。税務課中野です。よろしくお願ひいたします。

それでは報告第1号「専決処分承認を求めることについて（安堵町税条例等の一部を改正する条例について）」を説明させていただきます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律および政令、省令が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日に施行されるものが平成28年度徴税の賦課処理等に影響いたしますので、これを専決処分とさせていただきます。所要の改正について新旧対照表により説明させていただきます。

起案書5頁、5枚目をお開きください。

第56条および次の頁の第59条につきましては、固定資産税の非課税の適用をうけるものについて地方税法第348条第2項第16号に規定いたしております独立行政法人労働者健康福祉機構の名称が独立行政法人労働健康安全機構に統一されたため、改正し整備するものでございます。

附則の10条の2につきましては、現行第4項につきましては引用する条文の号ずれによるものでございます。

また第6項を第11項に第7項を第12項に、第8項を第14項にしまして徴税法で規定されています電気事業者による発電設備にかかる固定資産税の課税標準の特例を2年間延長し条例で特例割合を規定するものでございます。

新たに第6項と致しまして、太陽光発電に係るもの、また第7項につきましては風力発電設備について、これにつきましては条例で規定する割合は3分の2とするものでございます。

また、第8項につきましては水力発電設備、第9項につきましては地熱発電設備、第10項につきましてはバイオマス発電設備について規定し条例で定める割合は2分の1とするものでございます。

また、第13項と致しまして地方税法で規定されております、都市再生法に規定する認定優良事業者が取得するものにつきまして、固定資産税の課税表示の

特例の割合を5分の4とするものでございます。

3頁新旧対照表の3頁中欄ですが、附則第10条の3につきましては第8項におきまして省エネ改修工事を行った場合の固定資産税の減額の手続きについてですが、新たに申告に必要な書類に補助金を受けた書類を追加するというものでございます。

次の4頁から最後の7頁までにつきましては、昨年12月議会で税条例の安堵町税条例の一部改正を御可決いただきましたが、今回の改正に伴いまして附則第6条町タバコ税につきまして、条文等の規定を整備し、文言を整理するものでございます。

(税務課長による議案書の朗読)

(税務課長による専決処分書の朗読)

中野税務課長 本文につきましては先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

御審議御承認の程よろしくお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) はい、質疑を終わります。質疑なしと認めます。

討論を省略して、採決いたします。これより報告第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長（森田 瞳） 続いて、日程第5、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の1部を改正する条例について）」を議題と致します。
本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀川雅央） はい、議長

議長（森田 瞳） はい、堀川住民課長

（堀川住民課長 登壇）

住民課長（堀川雅央） おはようございます。住民課堀川でございます。よろしくお願いたします。

それでは、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の1部を改正する条例について）」をご説明させていただきます。

本改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されることにより、当町の国民健康保険税条例にも改正する必要が生じました。

改正内容につきましては、国民健康保険税の課税限度額および軽減判定所得の見直しにより被保険者間の保険税負担の公平性の確保および低所得者層の保険税の軽減を図るための改正でございます。

また、本改正につきましては本年度の賦課に係るものでございますので平成28年3月31日の専決処分とし、平成28年4月1日施行とさせていただきます。

それでは詳細につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきます。

新旧対照表1頁をお願いいたします。第2条第2項でございますが、基本課税分課税限度額を52万円から54万円に2万円引き上げるものでございます。

第3項でございますが、後期高齢者支援分課税限度額を17万円から19万円に2万円引き上げるものでございます。

第23条第1項本文につきましては減額する額が賦課額を超さないためのものがございます。

次の頁をお願いいたします。第2号につきましては、5割軽減世帯の拡充措置で軽減判定基準額算定の1人あたりの額を26万円から26万5千円に拡充いたし

ます。下段から次の頁にかけての第3号につきましては2割軽減世帯の拡充措置で、軽減判定額算定1人あたりの額を47万円から48万円に拡充いたします。以上でございます。それでは議案書を朗読させていただきます。

(住民課長による議案書の朗読)

(住民課長による専決処分書の朗読)

住民課長(堀川雅央) 次の頁以降の本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。以上でございます。

御審議、御承認の程よろしくお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。討論を省略して、採決いたします。

これより報告第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案の通り決定する事に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、報告第2号は、原案のとおり承認する事に決定しました。

議長(森田 瞳) 日程第6 報告第3号「専決処分の承認を求めることについて(平成28年度安堵町一般会計補正予算(補正第1号)について)」を議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富井文枝) はい、議長

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） おはようございます。総合政策課 富井でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは報告第3号「専決処分の承認を求めることについて（平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について）」ご説明させていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ、1017万2千円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7617万2千円と致します。

本補正につきましては一つ目といたしまして平成27年度に実施をいたしました地域の消費喚起等を目的とした、プレミアム付き商品券発行事業である地域活性化地域住民生活等緊急支援の地域消費喚起交付金並びに地方創生先行型交付金におきまして、実績により交付額が確定し、超過交付のため還付が生じたので係る経費を増額補正するものでございます。

次に二つ目といたしまして、平成26年度に実施をいたしました消費税増税の影響を緩和する目的の臨時福祉給付金ならびに子育て世帯臨時特例給付金の事務費補助金及び事業費補助金におきまして実績により交付額が確定し、超過交付のためこれも還付が生じたので係る経費を増額補正するものでございます。

なお、専決理由といたしましては4月中の返還を要するため専決処分とし、専決日は4月13日とさせていただきました。

それでは詳細につきまして、補正予算書によりご説明させていただきます。

補正予算書7頁をお願いいたします。歳出についてでございます。

管理総務費、項1総務管理費、目9地域消費喚起事業費におきまして償還金として4万6千円の増額補正、同項、目10地方創生先行型事業費におきまして償還金として367万5千円の増額補正、合わせまして計372万1千円の増額補正でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目16臨時福祉給付金におきまして償還金として482万8千円の増額補正、同項、目2児童福祉金、目5子育て給付金におきまして償還金として162万3千円の増額補正でございます。

この財源と致しまして、1頁戻っていただいて、6頁をお願いいたします。歳入についてでございます。

款17繰越金、項1繰越金、目1繰越金で1012万6千円の増額補正でございます。

次に、款18諸収入、項3雑入、目1雑入でプレミアム商品券等発行事業精算金として委託先の商工会より実績精算された4万6千円を返還金として受け入れ地域消費喚起事業の国への償還金として充当いたします。

それでは議案書を朗読いたします。

(総合政策課長による議案書の朗読)

(総合政策課長による専決処分書の朗読)

(総合政策課長による補正予算書の朗読)

総合政策課長(富井文枝) 次の頁以降の事項別明細につきましては先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。ご審議ご承認の程よろしくをお願いいたします。

(富井総合政策課長 降壇)

議長(森田 瞳) これより質疑を行います。質疑ございませんか

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決いたします。これより報告第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって報告第3号は原案のとおり、承認することに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第 7、議案第 1 号「安堵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀川雅央） はい、議長

議長（森田 瞳） はい、堀川住民課長

（堀川住民課長 登壇）

住民課長（堀川雅央） 失礼します。それでは、議案第 1 号「安堵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」説明させていただきます。

本件につきましては、建築基準法施行令の一部が改正され、異同例第 1 2 3 条第 3 項で第 2 号として、屋内と階段とが附室を通じて連絡する場合においては、火災時に煙が附室を通じ、階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものまたは、国土交通大臣の認定を受けたものであることが付け加えられたことにより、第 2 号が第 3 号となり、以下の号が号ずれを起こすことにより、「安堵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第 2 8 条第 7 号及び第 4 3 条第 8 号の規定しています、4 階以上の階についての規定を改めるものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。新旧対照表をお願いいたします。

第 2 8 条については、定員が 6 人以上 1 9 人以下の子どもを保育する事業である小規模保育事業 A 型の保育室等についての規定及び 3 頁の 4 3 条につきましては事業所において、従業員の就学前の子どもを保育するため事業所内に保育室を設置して行う事業である保育所型事業所内保育事業所の保育室についての規定について共に 4 階以上についての避難用規定を建築基準法施行令に適合するよう、また引用条文の号ずれによる改正を行うものでございます。

因みに、安堵町におきましては安堵保育園における待機児童はいませんので、民

間の保育事業所の参入はございません。従いまして、この改正により影響を受ける施設は現在ございません。

なお、この条例の施行日につきましては、建築基準法施行令の施行に合わせ、平成28年6月1日とさせていただきます。以上でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

(住民課長による議案書の朗読)

住民課長(堀川雅央) 次の頁以降の本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。御審議御可決のほど、よろしく願いいたします。

(堀川住民課長 降壇)

議長(森田 瞳) これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。
これより議案第1号採決します。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

議長(森田 瞳) 起立全員です。お座りください。
よって議案第1号は原案のとおり、可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第8、議案第2号「平成28年度安堵町一般会計補正予算補正第2

号について」の提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課富井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、議案第2号「平成28年度安堵町一般会計補正予算補正第2号について」ご説明させていただきます。

本補正につきましては歳入歳出それぞれ1800万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億9417万7千円と致します。補正理由と致しましては、当該土地の境界が確定し、安堵町土地開発公社の保有する土地の買戻しが可能となったため、買戻しに要する経費を増額補正するものでございます。

それでは詳細につきまして、補正予算書によりご説明させていただきます。補正予算書の7頁をお開きください。款7土木費、項4住宅費、目3地域改善対策事業費におきまして1800万5千円の増額補正でございます。この財源と致しまして1頁戻っていただきまして、6頁をお願いいたします。款17繰越金項1繰越金目1繰越金で、1800万5千円を増額補正し充当させていただきます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

（総合政策課長による議案書の朗読）

（総合政策課長による補正予算書の朗読）

総合政策課長（富井文枝） 次の頁以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。以上でございます。

御審議御可決の程、よろしくお願ひいたします。

（富井総合政策課長 降壇）

議長（森田 瞳） はい、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。この件に関しまして、堀口理事と協議をいたしまして、こういう財産の購入予定地を、1番面積の入った部分的にも地図を添付していただきたいという申し入れをいたしておりますので、暫時休憩後に、皆さん方のお手元に資料として配布していただくようにしておりますので、よろしく願いいたします。

これより議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

議長(森田 瞳) はい、起立全員です。お座りください。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で、行政側からの提案事項は全て終了いたしました。

只今10時45分でございます。暫時休憩いたします。

よろしく願いいたします。

(午前10時45分 休憩)

(午前11時02分 再開)

議長(森田 瞳) 再開いたします。冒頭に先ほどの可決承認いただきました議案第2号の件でございます。堀口理事のほうに、申し入れさせていただきました。先だっの議案説明会で資料として添付していただいております。本会でも簡潔に概略だけを今日のほうでお記し願いたいということで、お願いいたしました結果、追加ご説明ください。

はい、どうぞ堀口理事。

堀口理事 失礼します。この公社保有地の土地の買い戻しにつきましては、長年の課題でありまして、議員各におかれましても迷惑と御心配をおかけしてきたところでございます。それが27年度末から28年度当初にかかりまして、公社土地4筆持っておりますけれども、急速に動き始めまして、要は地権者との合意が取れまして、今回はのちほど配らせていただきます地図に示させて頂いております332番地の2の一部、これが1800万円5千円。これで買い戻すことができる手はずになりました。また、残る2筆につきましても同時進行でさせていただいておりますので、また近々の定例会で補正ということで、先生方のお手を煩わすかと思っておりますけれども、その節はよろしくお願ひ申し上げます。以上です。

議長（森田 瞳） はい、ありがとうございます。

議長（森田 瞳） それでは、つづきまして議長辞職に伴います案件に入っていきますので、ここで田中副議長に交替いたします。よろしくお願ひいたします。

副議長（田中 幹男） それでは議長辞職ならびに就任について討議を進めてまいります。私副議長が議長と代わって議事を進めて参ります。ただいま森田議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

「議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（田中 幹男） ありがとうございます。異議なしと認めます。「議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（田中 幹男） 異議なしと認め、「議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定を致しました。

副議長（田中 幹男） 追加日程第1「議長辞職について」を議題とします。地方自治法第117条の規定により、4番森田議員の退場を求めます。

（4番、森田議員退場、議長章を外す）

副議長（田中 幹男） 職員に辞職願を朗読させます。よろしくお願いいたします。

事務局長心得（富士 青美） 朗読いたします。

平成28年5月9日。

安堵町議会副議長 田中 幹男 殿

安堵町議会議長 森田 瞳

辞職願

この度、議員申し合わせにより議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

副議長（田中 幹男） はい、ありがとうございます。それでは、お諮りします。森田議員の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（田中 幹男） はい、異議なしと認めます。森田議員の議長の辞職を許可する事に決定をいたしました。森田議長お入りください。

（職員が、森田議員を議場へ案内する）

（森田議員、着席）

副議長（田中 幹男） 森田議員にお知らせします。只今、議題とされました「議長辞職について」は、許可されました。只今議長が欠けております。

お諮りします。「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙

を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(田中 幹男) 御異議なしと認めます。「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことを決定いたしました。

副議長(田中 幹男) 追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(田中 幹男) はい、全員異議なしと認めます。それでは選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。お諮りいたします。

指名の方法については副議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(田中 幹男) 異議なしと認めます。

よって副議長が指名する事に決定をいたしました。

議長に森田瞳議員を指名いたします。

お諮りいたします。

只今、指名いたしました森田議員を議長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(田中 幹男) 異議なしと認めます。よって只今指名いたしました森田瞳議員が議

長に当選されました。只今議長に当選されました、森田瞳議員が議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項の規定により、当選の告知を致します。

森田議員より議長当選の承諾および就任のご挨拶をお願いいたします。

森田 瞳 議員 只今、皆様方のご支援をいただきまして議長に選出賜りまして、身に余る光栄でございます。もとより私は、浅学菲才なものでございますが、皆様方のお力添えを頂きながら、円滑なる議会運営のもと、町政の発展はもとより、町民の福祉の増進に誠心誠意努力いたします。どうぞ、議員皆様方、並びに理事者の皆様方の御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げまして、甚だ簡単でございますが、議長就任のご挨拶に変えさせていただきます。どうも、ありがとうございました。

副議長（田中 幹男） ありがとうございます。それでは只今より、事務局長心得から議長章をお渡しいたします。

（事務局長心得が議長の襟につけてさしあげる）

（写真を撮る）

副議長（田中 幹男） これで議長と交替させていただきます。議事運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。森田議長、議長席にお着き願います。

（森田議長、議長席に着く）

議長（森田 瞳） 只今、田中副議長から副議長の辞職願が提出されました。「副議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とする事に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。「副議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とする事に決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第3、「副議長辞職について」を議題とします。地方自治法第11条規定によって田中議員の退場を求めます。

議長（森田 瞳） 職員に辞職願を朗読させます。

富士事務局長心得 朗読します。

平成28年5月9日。

安堵町議会議長 殿

安堵町議会副議長 田中 幹男

辞職願

この度、議員申し合わせにより副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

議長（森田 瞳） お諮りします。

田中議員の副議長の辞職を許可する事に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） はい、異議なしと認めます。

田中議員の副議長の辞職を許可する事に決定しました。

（職員が、田中議員を議場に案内する。）

（田中議員 着席）

議長（森田 瞳） 田中議員にお知らせします。只今議題とされました、「副議長辞職について」は許可されました。只今、副議長が欠けました。

お諮りします。

「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

議長（森田 瞳） 追加日程第4、「副議長の選挙」を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 全員異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。よって議長が指名する事に、決定しました。副議長に中本幸一議員を指名します。

お諮りします。只今議長が指名しました、中本幸一議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。よって只今指名しました、中本幸一議員が副議長に当選されました。おめでとうございます。只今副議長に当選されました、中本幸一議員が議場におられますので、会議規則第30条第2項の規定によって、当選の告知をします。

中本幸一議員より、副議長当選の承諾並びに就任のご挨拶をお願いいたします。

(中本新副議長 登壇)

新副議長(中本 幸一) 只今森田議長並びに議員各位のご推挙をいただきまして、副議長の要職を担うことになり、誠に身に余る光栄であり、各位のご厚情に対し、深く感謝を申し上げる次第でございます。私は、誠に微力ではございますが、森田議長の補佐役とし、町政の発展と議会の公平且つ円滑な運営に誠心誠意努力して参る所存でございます。皆様の御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げまして、副議長の就任の挨拶とさせていただきます。どうも、ありがとうございます。

(中本新副議長 降壇)

議長(森田 瞳) お諮りします。

「常任委員会の選任について」を、日程に追加して、追加日程第5として、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

「常任委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議題とすることに決定しました。

議長(森田 瞳) 追加日程第5「常任委員会委員の選任について」を議題とします。常任委員会の選任については、各常任委員会の申出により、委員会条例第7条第4項の規定に基づき、議長が指名することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定しました。それでは指名させていただきます。

総務産業建設常任委員に、増井敬史議員、大星成司議員、森田瞳議員、植田英和議員、岡田裕明議員、以上5人を。

文教厚生常任委員に、浅野勉議員、島田正芳議員、中本幸一議員、田中幹男議員、福井保夫議員。各委員の皆様方、よろしくお願ひいたします。

お諮りします。

「議会運営委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第6として、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

「議会運営委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題とすることに決定しました。

議長(森田 瞳) 追加日程第6「議会運営委員会委員の選任について」を、議題とします。

「議会運営委員会委員の選任について」は、委員会の申出により、委員会条例第7条第4項の規定に基づき、議長が指名することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定しました。それでは指名させていただきます。

議会運営委員会委員に、増井敬史議員、島田正芳議員、田中幹男議員、岡田裕明議員、浅野勉議員、大星成司議員、以上6名でございます。

議長(森田 瞳) 次に、常任委員会等正副委員長互選結果について報告いたします。

総務産業建設常任委員会委員長に岡田裕明議員、副委員長に植田英和議員。

文教厚生常任委員長に島田正芳議員、副委員長に浅野勉議員。

次に、議会運営委員会委員長に増井敬史議員、副委員長に島田正芳議員。以上でございます。皆様方、よろしくお願ひいたします。

議長（森田 瞳） 日程第7「委員会の閉会中の継続調査について」。

「総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。総務産業建設常任委員会委員長から、委員会において所管事務の事件について、安堵町議会会議規則第69条の規定により、お手元に配布いたしております、申出書の通り、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

総務産業建設常任委員会委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。よって委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

次に「文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。文教厚生常任委員会委員長から委員会において、所管事務の事件について、安堵町議会会議規則第69条規定により、お手元に配布いたしております、申出書の通り、閉会中の調査の申出があります。

お諮りします。

文教厚生常任委員会委員長から申出の通り、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。よって委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

次に「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。議会運営委員会委員長から委員会において、所管事務の事件について、安堵町議会会議規則第69条の規定によりお手元に配布いたしております、申出書の通り、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。よって委員長から報告の通り、閉会中の継続調査とする事に決定されました。

議長（森田 瞳） 日程第8「諸般の報告」を議題とします。

山辺・北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について、先日の全員協議会で安堵町議会から大星成司議員を選出することが決まりましたので、この場でご報告をさせていただきます。

議会だより委員に増井敬史議員、浅野勉議員、島田正芳議員、岡田裕明議員の4名でございます。

そして、編集委員会委員長に増井敬史議員、副委員長に浅野勉議員、以上でございます。

議長（森田 瞳） 行政側から諸般の報告ございませんか。ないようでございます。

議長（森田 瞳） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成28年第1回安堵町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会

11時28分
